

青色船橋

7月末会員数 2,842名（内準会員数 165名）

公益社団法人 船橋青色申告会
 発行者 南 昌克
 編集 広報委員会
 〒273-0001 船橋市市場1丁目3番9号
 電話 047(422)3111（代）
 FAX 047(425)4460
 （年3回発行）

「令和7年度税制改正」特集

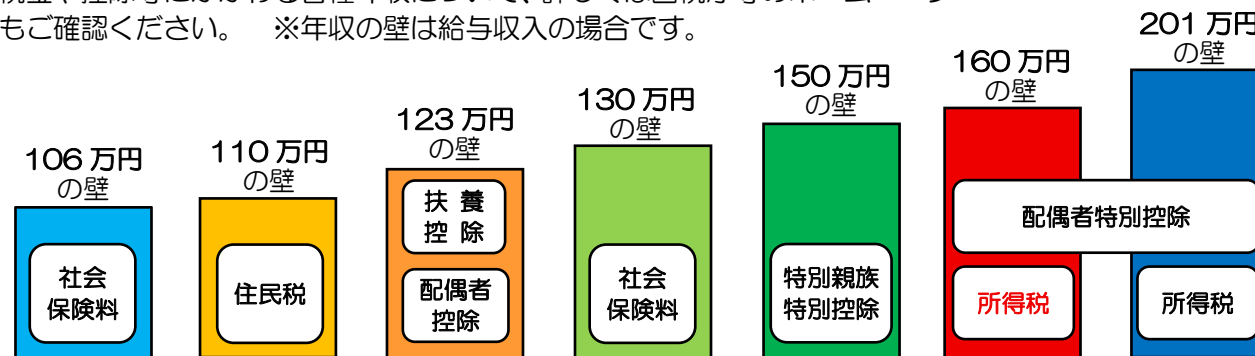
令和7年度税制改正では、物価上昇局面における税負担の調整の観点から基礎控除及び給与所得控除の見直しが行われ、1995年から長く続いてきた「103万円の壁」が引き上げられました。**令和7年分以後の所得税（住民税は令和8年度から）**に適用される主な「年収の壁」改正の内容をお知らせいたします。

「年収の壁」改正のまとめ

「令和7年度税制改正について」国税庁のホームページ下記URL もしくは右記QRコードから見るができます。
<https://www.nta.go.jp/users/gensen/2025kiso/index.htm>



税金や控除等にかかわる各種年収について、詳しくは国税庁等のホームページもご確認ください。 ※年収の壁は給与収入の場合です。



【106万円の壁】 社会保険料が発生するライン

年収106万円を超えると、勤め先によっては社会保険に加入することとなり、健康保険・厚生年金保険の保険料の支払が発生。

【130万円の壁】 社会保険料が発生するライン

年収130万円を超えると、国民年金・国民健康保険の保険料支払が発生する（すでに106万円の壁により社会保険料の支払が発生している場合を除く）。

【160万円の壁】 所得税が発生するライン

年収160万円を超えると、**所得税が課税される**。
 ※年収160万円を超えるとその人の配偶者（納税者としての夫または妻）は配偶者特別控除の最高額の適用ができなくなる。
 ※配偶者の所得金額に応じて配偶者特別控除の金額は段階的にかわります。

【110万円の壁】 住民税が発生するライン

年収110万円を超えると、住民税が課税される。

【150万円の壁】 特定親族特別控除の 最高額の適用ができなくなるライン

年収150万円を超えると、その人の扶養者（親など）は特定親族特別控除の最高額の適用ができなくなる。

【123万円の壁】 扶養控除、配偶者控除 ができなくなるライン

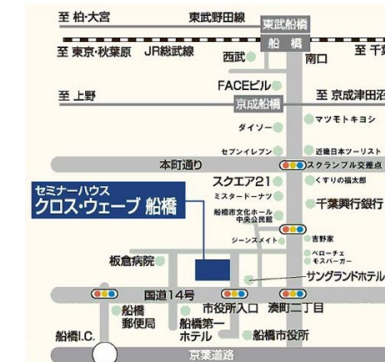
年収123万円を超えると、
 ◆その人の扶養者（親など）は扶養控除が適用できなくなる。ただし、その人が19歳以上23歳未満なら特定親族特別控除があるので、ただちに負担増とはならない。
 ◆その人の配偶者（納税者としての夫または妻）は配偶者控除が適用できなくなる。ただし、配偶者特別控除があるので、ただちに負担増とはならない。

【201万円の壁】 配偶者特別控除が 受けられなくなるライン

厳密には、配偶者の年収201万6,000円を超えると配偶者特別控除を受けられなくなります。

◆船橋税務署長講演会（船橋優申会との共催） ～会員問わずどなたでもご参加いただけます～

【開催日】11月25日（火）
 【開催時間】15時～16時30分
 【講師】船橋税務署 築山 大祐 署長
 【会場】クロスウェーブ船橋 船橋市本町2-9-3
 【定員】120名予定
 ※参加費は無料
 【お申込み】お申込み・お問い合わせは、船橋青色申告会 047-422-3111 までお電話ください。

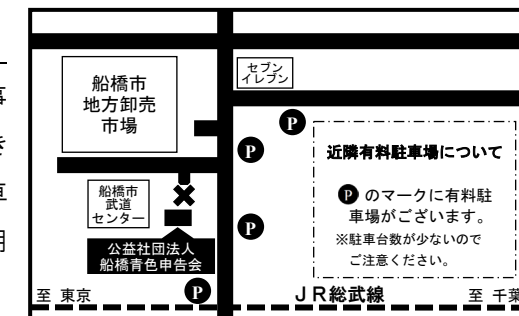


◆やさしい複式簿記講座（10月期）
 ～会員問わずどなたでもご参加いただけます～ ※参加費は無料
 【開催期間】10月6日（月）・10月8日（水）
 【開催時間】10月10日（金）13時30分～15時30分
 【講師】千葉県税理士会船橋支部 高橋真佐子税理士
 【会場】公益社団法人 船橋青色申告会館 1階
 【定員】各15名（定員になり次第締め切りとさせていただきます。）
 【お申込み】9月26日（金）までに船橋青色申告会 047-422-3111 へお電話ください。
 【持ち物】筆記用具と電卓をお持ちください。
 【その他】3日間続けて受講していただきますようお願い致します。

今後の予定

< 当会の駐車場利用についてご案内 > ～ 令和7年12月～令和8年1月まで ～

「令和7年12月から令和8年1月まで」の期間、船橋市武道センター大型改修工事のため船橋青色申告会の駐車場が使用できなくなります。ご不便をお掛け致しますが、車で越しの方は近隣の有料駐車場をご利用頂きますようお願い申し上げます。



LINE

船橋青色申告会
公式アカウント

友だち募集中

@317suaxu



< 令和7年 日帰り研修旅行のご案内 >

新型コロナウイルス感染症等の影響で休止をしていた厚生事業が再開する運びとなりました。当会職員も参加しますのでお一人様でも楽しんでご参加頂けます。会員様同士の親睦の場にもなりますので是非ご参加ください。

「船橋青色申告会職員と行く！ 秋の養老渓谷栗又の滝と大多喜でランチの旅！」

【日程】2025年10月28日（火）
 【定員】30名（定員になり次第受付終了）
 【参加費用】会 員：6,000円
 ※会員の家族1名までは6,000円
 会員以外の方：10,000円

【申込締切】2025年9月26日（金）
 お申込みやお問い合わせは事務局までご連絡ください。
 公社）船橋青色申告会 047-422-3111
 （厚生事業委員会）

◆資産税セミナー（相続・贈与入門編）開催のご案内
 ～会員問わずどなたでもご参加いただけます～ ※参加費は無料
 【開催日】9月30日（水）
 【開催時間】14時～16時
 【講師】千葉県税理士会 船橋支部税理士
 【内容】「初心者を対象とした相続・贈与税について」
 【場 所】公益社団法人 船橋青色申告会館 1階
 【定 員】18名（定員になり次第締め切りとさせていただきます。）
 【お申込み】8月29日（金）までに船橋青色申告会 047-422-3111 へお電話ください。
 【その他】会場の都合上、「ご希望に添えない場合があります」。※開始時間5分前までに会場に直接お越しください。